



国鉄安第 5 号の 2
国自環第 12 号の 2
平成 20 年 4 月 17 日

社団法人 日本アイソトープ協会 会長 殿

国土交通省

鉄道局安全監理官



自動車交通局技術安全部環境課長



放射性物質等の陸上輸送中における事故・故障等に係る
国際原子力事象評価尺度 (INES) の運用について

放射性物質等の陸上輸送中における事故・故障等に係る国際原子力事象評価尺度 (以下「INES」という。) については、平成 4 年 7 月 31 日付自環第 212 号、鉄保第 119 号「核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について」により試験的な運用が図られてきたところでありますが、平成 18 年 5 月、国際原子力機関 (IAEA) 及び経済協力開発機構/原子力機関 (OECD/NEA) により、放射性物質等の輸送中における事故・故障等についての評価尺度を定めた追加ガイダンスが発行されました。

このため、平成 20 年 4 月 22 日から別添のとおり、放射性物質等の陸上輸送中における事故・故障等に係る INES について、正式に運用を開始することとしたので傘下会員への周知徹底方をお願いします。

なお、平成 4 年 7 月 31 日付自環第 212 号、鉄保第 119 号「核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について」は廃止します。

放射性物質等の陸上輸送中における事故・故障等に係る
国際原子力事象評価尺度（INES）の運用について

1. 背景

国際原子力事象評価尺度（以下「INES」という。）は、放射性物質等に関連した事故・故障等の事象（以下「事象」という。）について、安全上の重要性を一貫した用語で公衆に速やかに提供するための手段である。

INES は国際原子力機関（IAEA）及び経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）の協力で策定され、平成 4 年 3 月にユーザーマニュアルが発行されている。

陸上輸送に係る事象の INES 評価は、平成 4 年 7 月 31 日付自環第 212 号、鉄保第 119 号「核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について」により試験的な運用が図られてきたところであるが、平成 18 年 5 月に輸送の事象等を評価する際に利用できる独立した文書として策定された追加ガイダンスが発行されたことを受けて、正式運用に向けた準備を進めてきたところである。

今般、放射性物質等の陸上輸送中の事象に係る INES 評価を行う体制が整ったことにより、平成 20 年 4 月 22 日から INES の正式運用を開始する。

2. 運用方法等

（1）適用範囲

- ① 陸上輸送中であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三に規定する国土交通大臣への報告に関する規則（平成 17 年国土交通省令第 109 号）で定める各号に該当する事象。
- ② 陸上輸送中であって、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第二十二条に規定する国土交通大臣への報告に定める事象。
- ③ その他、INES を適用することが適当と判断した事象。

（2）事業者からの報告等

① 事象発生後の通報

陸上輸送中において、（1）に該当する事象が発生又は事象を確認した場合は、別紙で定める様式により速やかに鉄道局安全監理官（以下「安全監理官」という。）又は自動車交通局技術安全部環境課（以下「環境課」という。）へ通報することとする。

② 報告

事象発生後 10 日以内に、その状況及びそれに対する処置を含む詳細な報告書を安全監理官又は環境課へ提出することとする。

(3) 評価

① 暫定評価

(2)により通報を受けたものについて、鉄道局又は自動車交通局は関係省庁と同一の事象に対する INES の評価結果及び評価結果の公表が両省間で異なることがないように、連携して INES の暫定評価を行い、公表するものとする。

② 正式評価

(2)の報告書が提出された後、自動車交通局に設置された「放射性物質陸上輸送技術検討会」を開催し、また、関係省庁と同一の事象に対する INES の評価結果及び評価結果の公表が両省間で異なることがないように、関係省庁の委員会等と連携を図り、その検討結果を踏まえて、鉄道局、自動車交通局及び関係省庁は、INES 正式評価を行い、公表するものとする。

3. 留意事項

本通達で定める報告は INES に係る報告を定めたものであり、他の報告を妨げるものではない。

なお、現在、放射性物質等の鉄道輸送については計画がないので、当面、2.(2)及び(3)に係る運用は行わない。

第 報 (1 / 2)

報告日時 年 月 日 時 分

事業者名 : _____

部 署 : _____

担当者名 : _____

連絡先 (電話) : _____

連絡先 (FAX) : _____

連絡先 (E-mail) : _____

事象の件名 : _____

発生日時 : 年 月 日 時 分

発生場所 : _____

事象の形態 : (該当するものを○で囲む)

発生時期 : ・陸上輸送中 ・休憩・休息中 ・積み替え、一時保管時等

・その他 (_____)

事象形態 : ・車両等の衝突 ・輸送物の荷役、取扱いミス等 ・輸送物の固縛の不具合等

・その他 (_____)

事象の概要 : (状況、原因、周囲への影響等を具体的に記載。別紙の添付可)

[_____]

運搬について責任を有する者 : _____

荷 送 人 : _____

荷 受 人 : _____

搬 出 日 時 : 年 月 日 時 分

搬 入 予 定 日 時 : 年 月 日 時 分

第 報 (2 / 2)

輸 送 物 種 類 : (該当するものを○で囲む)

- | | | | |
|------------|-------------|------------|---------|
| ・BU 型輸送物 | ・BM 型輸送物 | ・A 型輸送物 | ・L 型輸送物 |
| ・IP-1 型輸送物 | ・IP-2 型輸送物 | ・IP-3 型輸送物 | |
| ・核分裂性輸送物 | ・六フッ化ウラン輸送物 | | |

輸送容器の名称 : _____

容器承認番号 : _____

収納している核燃料物質 種 類 : _____

重 量 : _____

放射能量 : _____

事象の概要

①輸送物の損傷 : ・有り ・なし ・調査中 (該当するものを○で囲む。以下同様)

②放射性物質の漏洩 : ・有り ・なし ・調査中

有りの場合 : 漏洩量 _____ A₁ 値 A₂ 値との比較 _____

③遮蔽性能の劣化 : ・有り ・なし ・調査中

車両積載時の線量 : 輸送容器表面 : _____ at1m : _____

事象発生後の線量 : 輸送容器表面 : _____ at1m : _____

④輸送物の健全性 : ・有り ・なし ・調査中

(密封性能の低下 (放射性物質の漏洩のない場合も含む) 等を考慮し総合的に判断すること)

⑤従事者の放射線被ばく : ・有り ・なし ・調査中

有りの場合 : _____ 人 推定被ばく線量 : _____

⑥従事者の負傷 : ・有り ・なし ・調査中

有りの場合 : 負傷者数 : _____ 人

負傷の程度 : _____

所管官庁記載欄

原子力施設等の事象の国際評価尺度 (INES) の基準の概要するレベル

被ばく事象 _____

環境への放出事象 _____

深層防護の劣化事象 _____

} INES レベル _____ (暫定値)